

下水道施設等の災害時における応援活動に関する協定書

洲本市（以下「甲」という。）と水ingAM株式会社（以下「乙」という。）は、大規模地震や台風等の自然災害等（以下「災害等」という。）の発生により、甲の下水道施設等に被害が生じた場合における当該施設等の継続的な操業に必要な応援活動（以下「応援活動」といい、その内容は第5条に定める。）への協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（応援活動の対象施設等）

第1条 本協定により乙が応援活動を行う甲の下水道施設等は、甲と乙とが令和6年4月1日付で締結した業務委託契約（委託業務の名称 洲本市公共下水道洲本環境センター他維持管理業務委託）の仕様書第2条第1項で定める下水道施設及び設備とする。

（応援活動の要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、甲の下水道施設等の復旧作業に乙の応援活動が必要であると認めたときは、乙にその実施を要請することができるものとする。

（応援活動の実施）

第3条 乙は、甲から応援活動の要請を受けた際、対応可能であると乙が判断した場合、これを承諾し、応援活動を行うものとする。なお、当該応援活動の実施にあたっては、当該応援活動の従事者の安全を最優先として実施することを甲乙間で確認する。

（応援活動の要請方法）

第4条 第2条の規定による甲から乙に対する応援活動の要請は、以下の各号に定める事項を明らかにし、応援活動要請書（様式第1号）にて行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、要請後速やかに、甲から乙に対して当該事項を記載した書面を送付するものとする。

- （1）災害等及び甲の下水道施設等の被災の状況
- （2）必要とする応援活動の概要
- （3）必要とする人員
- （4）応援活動の実施場所
- （5）応援活動の実施期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 乙は、前項に基づく要請を受けた場合は、その諾否を甲に書面をもって通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によりこれを通知することがで

きるものとし、通知後速やかに書面を送付する。

- 3 乙が前項の規定により応援活動を受諾した場合、甲及び乙は遅滞なく当該委受託を証する契約書を作成し、締結するものとする。なお、当該受委託の費用については、第9条の定めに従う。

(応援活動の内容)

第5条 甲が乙に要請を行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 乙による、甲の下水道施設の被災状況に関する情報収集
- (2) 甲の下水道施設等の応急復旧活動（ただし、建設業法に定める建設工事を除く。）
- (3) 応急復旧用資機材の提供（ただし、災害発生時の段階で乙が提供できる資機材に限る。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲の下水道施設等の機能を維持するために必要な業務のうち、乙が対応可能であると判断する業務

(連絡体制等)

第6条 乙は、応援活動を円滑に行うことができるよう、乙の内部における連絡体制を整備するとともに、乙のうち応援活動に関する口頭の連絡を担当する担当部署を定め、本協定締結後2週間以内に、これらを甲へ書面により報告しなければならない。

- 2 甲は、応援活動に関する乙との連絡を担当する部署を定め、前項に定める期間内に乙へ書面により報告しなければならない。

- 3 甲及び乙は、前2項に基づき報告した連絡体制及び連絡担当部署に関する変更があった場合は、速やかに当該変更の内容を相手方に書面により報告しなければならない。

(応援活動の役割分担)

第7条 甲は、応援活動に関する担当部署を定め、当該部署が応援活動の指揮及び連絡調整を行うものとする。

- 2 乙は、第3条の規定により応援活動を受諾したときには直ちに甲の指定場所に出動し、応援活動を実施するものとする。
- 3 乙は、甲の指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間を甲に報告するものとする。

(応援活動の記録)

第8条 乙は、応援活動を行ったときは、当該活動の実施内容等について応援活動実施報告書（様式第2号）を、甲に対して速やかに提出するものとする。

(費用負担)

第9条 本協定に基づく応援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算定については、原則として乙が積算した見積に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、災害等の情報伝達を正確に行うため、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者からなる災害連絡会等を設置し、災害等の発生時における応援活動の委受託その他の必要事項について、当該災害連絡会等を通じて相互に連絡を行うものとする。

(損害賠償)

第11条 応援活動の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由に基づき甲又は第三者に損害が生じた場合は、乙がこれを賠償するものとし、乙の責めに帰すべき事由がない場合の損害については、甲がこれを賠償する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和11年3月31日までとする。

(協議事項)

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本協定の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印上、各自1通を保有するものとする。

令和8年2月2日

甲 兵庫県洲本市本町3丁目4番10号

洲本市役所

洲本市長

上崎勝規

乙 大阪府大阪市中央区南久宝寺町4丁目1番2号

水ingAM株式会社 西日本支店

支店長

中村文明

様式第 1 号（第 4 条関係）

応援活動要請書

1 被災の状況及び業務内容

（１）被災の状況

（２）応援業務の内容

2 応援業務を必要とする場所及び期間等

（１）場所

（２）期間

年 月 日から

年 月 日まで

日間

3 資機材等数量及び人員数

（１）資機材等の種類及び数量

（２）人員数

4 その他必要な事項

年 月 日

様

洲本市役所
連絡責任者
課名
氏名

応援活動実施報告書

1 応援活動の内容及び場所

（1）応援活動の内容

（2）場所

2 応援活動に従事した期間

年 月 日（ ）から

年 月 日（ ）まで

日間

3 応援活動に従事した人員数

4 応援活動に要した資機材等の種類及び数量

5 その他必要な事項

年 月 日

洲本市役所

様